

総務委員会会議録

日時 令和3年10月4日(月) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後2時40分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 淳也
副委員長 流石 恭史
委員 望月 勝 向山 憲稔 久保田松幸 卯月 政人
土橋 亨 佐野 弘仁 永井 学

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事政策補佐官 藤巻 美文
地域ブランド統括官 小澤 祐樹 地域ブランド統括官補 トンプソン智子
知事政策局長 長田 公 知事政策局次長(秘書グループ秘書監事務取扱) 石寺 淳一
政策企画グループ政策参事 有泉 清貴 政策調査グループ政策調査監 柏木 貞光
広聴広報グループ広聴広報監 小林 徹 国際戦略グループ国際戦略監 和光 達夫
スポーツ振興局長 塩野 開
スポーツ振興局次長(オリンピック・パラリンピック推進課長事務取扱) 草間 聖一
スポーツ振興課長 樋田 洋樹
県民生活部長 小田切 春美 男女共同参画・女性活躍推進監 井上 泰子
県民生活総務課長 雨宮 学 北富士演習場対策課長 加藤 栄佐
統計調査課長 小林 司 県民安全協働課長 望月 英二
私学・科学振興課長 小林 洋一 グリーン・ゾーン推進課長 鈴木 孝二
交通政策課長 藤原 さつき
リニア未来創造局長 上野 良人 リニア未来創造・推進課長 安藤 明範
DX推進室長 長田 芳樹 二拠点居住推進課長 柏原 隆仁

公安委員会委員 小俣 二也 警察本部長 大窪 雅彦 警務部長 大泉 雅昭
警備部長 清水 順治 交通部長 窪田 豊 刑事部長 荒居 敏也
生活安全部長 比留間一弥 会計課長 進藤 明 首席監察官 天野 英知
警察学校長 瀬戸 良広 警務部参事官 川口 守弘 警備部参事官 大森 伸
交通部参事官 廣川 勉 刑事部参事官 本田 誠一 総務室長 小林 信一
生活安全部参事官 平井 親一 監察課長 手塚 泰司 警備第二課長 遠藤 紀明
警務部参事官 姫野 賢司 捜査第二課長 赤池 久人 交通規制課長 清水 高博

運転免許課長 内藤 智 地域課長 金丸 芳仁 警務部次長 山村 和之
組織犯罪対策課長 奥脇 龍起 厚生課長 赤池 和美 生活安全捜査課長 小林 英樹
交通指導課長 萩原 健 少年・女性安全対策課長 所 紀久男
通信指令課長 土肥 毅

総務部長 市川 康雄 総務部理事 渡邊 雅人
総務部理事（次長事務取扱）入倉 博文
総務部次長（人事課長事務取扱） 染谷 光一
職員厚生課長 柳原 明裕 財政課長 高橋 直人
税務課長 植村 武彦 資産活用課長 小澤 浩 庁舎管理室長 坂村 裕輔
行政経営管理課長 眞田 健康 市町村課長 古屋 登士匡
情報政策課長 高橋 義徳
防災局長 山本 盛次 富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 関 尚史
防災危機管理課長 小林 靖 消防保安課長 伊藤 公仁
会計管理者 末木 憲生
出納局次長（会計課長事務取扱） 風間 浩
管理課長 後藤 恵里子 工事検査課長 白倉 英紀
県議会事務局次長（総務課長事務取扱） 瀧本 勝彦
人事委員会事務局長 秋元 達也 人事委員会事務局次長 小高 和也
代表監査委員 中澤 和樹 監査委員事務局長 山岸 正宜
監査委員事務局次長 丸山 正雄

議題（付託案件）

- 第107号 山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中改正の件
- 第109号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 第113号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款
- 承第8号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款
- 承第9号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの
- 請願第1-2号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について
- 請願第2-3号 国に対し「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求めることについて
- 請願第2-4号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を国へ提出することについて

- 請願第2-5号 「桜を見る会」の疑惑解明のため徹底審議を求める意見を提出することを要望することについて
- 請願第2-9号 「学生に対する支援の抜本的な充実を求める意見書」の採択を求めることについて
- 請願第3-6号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立て地にしようしないよう求めることについて
- 請願第3-7号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきもの、承認すべきものと決定した。また、請願第1-2号、請願第2-3号、請願第2-4号、請願第2-5号、請願第2-9号、請願第3-6号については継続審査すべきもの、請願第3-7号については採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員席の指定を行った。次に、委員会の審査順序について、知事政策局・スポーツ振興局・県民生活部・リニア未来創造局、警察本部、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時00分から午前11時45分まで知事政策局・スポーツ振興局・県民生活部・リニア未来創造局関係の審査を行い、休憩をはさみ、次に、午後1時00分から午後1時13分まで警察本部関係の審査を行い、休憩をはさみ、最後に、午後1時30分から午後2時40分まで総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 知事政策局、スポーツ振興局、県民生活部、リニア未来創造局関係

※承第9号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの

質疑

(まん延防止等重点措置対応見回り事業費について)

向山委員 1億円の専決ということなんですけども、この内訳と実績、どのように行われたか確認したいと思います。

鈴木グリーン・ゾーン推進課長 まず、予算の内訳でございますけれども、1億円のうち、対策の点検、これが感染対策で、換気とか距離とかを日中見に行くことをやっております、この感染対策の点検に約4,600万円ほど。それから、午後8時以降の営業時間の見回りにつきまして、これが大体4,800万円ほど。それから、この処置に伴いまして、

令和3年9月定例会総務委員会会議録
新規に申請があるということを想定して、その新規申請の対応分といたしまして、600万円ほど。計1億円を予算計上してございます。

それに伴って対応ですけれども、まず、対策の点検につきましては、15人体制で毎日25件ぐらい、6,000件を目標に毎日、重点措置区域の感染対策の点検を日中行っております。

それから、夜のパトロール、よくいうところのグリーンパトロールというものにつきましては、40班立てまして、それが大体毎日、県下全域をパトロールしてきました。

その結果でございますけれども、点検につきましては、感染対策の日中の点検につきましては、約5,600件、訪問して状況を確認しております。

それから、夜のグリーンパトロールにつきましては、延べ522件の営業疑いを確認しております。要するに、電気がついていて、営業していそうなところを見つけていただくことになるんですが、そこから次に、県の出先機関とかのチームを大体約80チームつくりまして、1回目の現地確認というのを行っております。これが延べ184件、実数にしますと125店舗。125店舗を県の出先機関、本庁も含めまして、全部で約80チームがその125店舗を見回ってございます。

その後、その要請に従わないような店舗につきましては、今度は県民生活部が特別にチームをつくりまして見回りをしております。これが大体20店舗に対して行きまして、最終的に要請に応じなかったところにつきましては、それが12店舗になるんですけども、こちらにつきましては命令、店名公表をしたところでございます。

その命令の後に、要請に従ったところが5店舗ございます。5店舗を除く7店舗に対して、最終的に過料の通知を地方裁判所のほうに送付したというところでございます。

向山委員 承知しました。点検と見回りに、いろんな予算がかかっている、人件費だと思うんですけども、15人体制とパトロールの40班というのは、委託ということでよろしいですか。委託先っていうのは1つの事業者なのか複数なのか、そこも含めて伺います。

鈴木グリーン・ゾーン推進課長 15人それから40班につきましては、委託で行っております。委託先につきましては、グリーン・ゾーンの認証の事務局をやっていただいております東武トップツアーズをお願いしております。

向山委員 承知しました。夜間のパトロールは、かなり大変なものも承知をしておりますけれども、一般の飲食店からすると、地域によって、かなり隔たりがあるんじゃないかというようなお話もいただいたり、このパトロール方法についても、わかりやすいのがいいのか、わかりにくいのいいのかわからないんですけども、実際にどういう形でやっているのかなかなか見えてこないというお話もお伺いをする機会もありました。まん防みたいなことが、またないことが一番いいと思うんですが、あるときには、きちんと体制を組んでどうだっているところも一般県民の皆さんにわかりやすいような形、また、飲食店に突然行くものだと思うんですけども、そこも踏まえてしっかり周知をして、周知をすることによって事前に防止をすることにもなると思いますので、そこら辺の対策をぜひ行っていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょう。

鈴木グリーン・ゾーン推進課長 今回の件につきまして、お店の方からもわかりづらいとか、県民の皆様からも当課によく電話で聞いてきたりしてございます。委員の御指摘を今後踏まえまして、また次にこういうことがないことが一番いいかと思っているんですけども、もし仮にこういうことがあった場合につきましては、今回の行ったことをまた1ランク上に上げるような形、うまい形を検討しまして対応していきたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※第109号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(男女共同参画団体活動促進事業費補助金について)

望月（勝）委員 県民の2ページをお願いします。

そこに男女共同参画推進費として男女共同参画団体活動促進事業費補助金が出ているわけですが、500万円強。この条件についてちょっとお聞きしたいと思います。男女参画の中で地域の、特にびゅあ峡南の関係では大体方針が決まって、そういう方向で進んでいくんじゃないかと思っておりますけど、まだびゅあ富士のほうは依然としてそういう状況が出てこないということで、ちょっと停滞しているような状況ですので、びゅあ峡南についての補助金の関係だと思っておりますが、その関係について、地域における男女参画の促進を図るため、特に地域の皆さんの集まる拠点として、非常に今までも大事だったわけですが、この4月に急きょ廃止、びゅあ甲府へ統合ということの中で話が出てきたわけですが、そのような中で補助金の目的、使い方、そうしたものに制約があるのかなのか、今までの活動事業に対しての状況を教えていただきたいと思っております。

雨宮県民生活総務課長 お答えします。この補助金のまず目的ですけれども、本県の男女共同参画の理解というものは徐々に浸透はしてきているんですけども、いまだ男性はこうあるべきとか、女性はこうするべきなどの男女の違いによる格差が存在している状況にあります。男女共同参画の実現には、行政だけの取り組みでは限界がありますので、その実現に向けて取り組む方々、女性団体の方々も含め、積極的意欲を伴う主体的な参画が不可欠でありますので、女性団体の方やNPO、地域の団体などが行う活動の促進を目的として助成することとしたものでありまして、積極的に活用していただいて、男女共同参画を県としても支援していきたいということで創設しようとしているものでございます。

望月（勝）委員 今説明をいただきまして、びゅあ峡南に対しては、小田切部長を初め執行部のお力をいただきまして、ほんとに御配慮いただく中でこうした状況ができるということはあると思いますが、ただ地域の皆さんが女性団体、特に男性の方が参加する人が少ないということで、この間、私も地域の皆さんに、女性の方にも言いまして、県でも相当力を入れてくれているから、男性の方にももう少し参加を要望してくださいと。それこそ言ったんですけど。

男女参画のセミナー等の活動費に助成するっていうことだが、具体的にどのような活動をしていくのか。そして、これは女性ばかりじゃなくて子供さん、それから男性の方、老壮青と3世代を合わせた中で地域の活動をしてくわけですけど、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

雨宮県民生活総務課長 この補助金の活動の対象ですけれども、男女共同参画に資する取り組みであれば幅広く対象にしていきたいと考えております。具体的には例えば、先ほど御質問ありました男性の参画という部分でいけば、男性の育児参画を促すようなイクメンの講座みたいなもの、そういったことをやったり、男性向けの子育ての講座を何かやるとか、そういったことをして、男性の参画も促していきたいと思っております。

そのほか、幅広く女性の参画を促す防災分野とか、若年層への意識啓発、それから女性が在宅でのワークスキルなどを取得できるような研修会なども対象にしていきたいと考えております。

望月（勝）委員 今、地域の男性も含めた中で、活動をしっかりしていきたいということでございますが、この活動をしていくためには、やはり、今まで専門的な職員が1人滞在して指導をしていただいたり、また専門的な活動をするに当たってもいろいろな取り組みをしながら進めてきたわけでございますが、今回の場合、専門的な知識を持った方、職員の養成、駐在は県ではどのように考えているのか、お伺いします。

雨宮県民生活総務課長 専門人材の配置につきましては、女性団体等の取り組みの支援ができるような、効果的な事業の実施に向けたアドバイスができる人材、それから複雑多様化しています女性の問題等の相談に対応できるような専門的な見地から対応できる人材について、その配置につきましては今後検討していきたいと考えております。

望月（勝）委員 多様性を持った中で、この施設を新たに考えていくということでもありますけど、びゅあ峡南が老朽化しているということで、旧富河中学校を活用するというところでございましたが、今びゅあ富士もそうですけど、男女参画というものを非常に知事も推奨している中で、この事業をしっかりと県のほうでも進めていただきたい、有意義なものにしていただきたいということでお願いしておきます。

以上です。ありがとうございました。

（峡南地域男女共同参画活動拠点整備事業費について）

望月（勝）委員 また、3ページにあります、びゅあ峡南に関係することで、補助金とか予算とか事業

令和3年9月定例会総務委員会会議録
とかに関する事で、今私も述べましたけど、このびゅあ峡南の施設を、南部町の中学校跡地へ整備するという事でございますが、ここは今、空き校舎になって、中を整備して、町の図書館も含めて施設を充実という事でございますけど、私が心配することは、今までのびゅあ峡南は、身延線の内船駅から非常に近いということで、歩いて5分かかるようなところですけど、今度は富士川を挟んで距離も遠いし、また内船駅から井出駅からも遠いということで、利用者がだんだん高齢化してきますと、若い人たちは車で来る人もいますけど、交通の利便性というものを考えた中で、富河中学校の旧跡地を活用する中で、県ではどのように利用者と話をしてきたのか、交通の利便性に対応する、そういうものもやはり各町の皆さんの、特に高齢者の方への交通の足というものをどう考えてやっていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

雨宮県民生活総務課長 新たな活動拠点につきましては、身近にあることが重要であると考えておまして、引き続き団体の方々が活動を継続できて、さらに発展させることができるような場所ということで南部町、それから新たな交流等が生まれて利便性が高い、気軽に立ち寄ることができるような場所ということで中部横断道のインターからは近く、それから町が図書館や学校の施設等を整備する旧富河中学の一角を整備することとしたものでございます。

ただ、今御質問あった、駅からちょっと離れているということがございますので、この辺につきましては新たな拠点でイベントなりをやる場合等につきましては、南部町とまた相談をさせていただきながら、駅から臨時でバスとか出していただけるのかどうか、そういったことについても今後相談をしていきたいと考えております。

望月（勝）委員 今、そうした交通の利便性、特に今度、旧富河中学校は非常に南の一番端ですから、駅からも遠い、それから交通の利便性も悪い、それから身延線の本数、2時間に1本とか1時間に1本とかっていうことありますけど、そういうものを各峡南の5町ですか、県と密な連絡を取り合いながら、行事があるなど活動をするときには、そうした交通の足も各町で準備していただければというような話も皆さんからありましたから、その点もよく5町と相談しながら、確約をもって進めていただきたいと思います。

そんな中で、この整備内容について、特に今までのびゅあ峡南においては料理教室の体験をするとか、そうした細かい施設も中に入ったわけでございますが、今度の場合は部屋を3部屋か4部屋用意するようになったけど、その中には料理体験ができるような施設もないということで、これらの状況も県でもよく考えていただいて。男女の皆さんが料理体験をしたいということもありましたから、そういうことを県では、どのようにしていくのか、お聞きしたいと思います。

雨宮県民生活総務課長 この新たな拠点には、団体がいつでも自由に使用できます団体活動室ですとか、あと交流室、それから相談ができる専用の部屋とか、体験型の展示ルーム、それから託児室なども整備していくこととしております。そういう中で、これらの拠点を活用していくに当たりますと、やはり各市町村や団体の方々、それから市町村の推進員の方々等との連携も必要になってきますので、新たな拠点については、これまでも検討会を設

令和3年9月定例会総務委員会会議録
置して、市町の推進員などの皆様から拠点について御意見を伺いながら進めてきておりますけれども、引き続き御意見を伺いながら、その運用や取り組みについても連携して取り組んでいきたいと。地域の立地を生かして、拠点の立地を生かして意識啓発などに取り組んでいきたいと考えております。

望月（勝）委員 この点、南部町でも旧富河中学校の校舎ということで、利活用について、今リフォームをして中や庭も今整備しておりますけど、こうしたせつかくの施設をやってくわけてありますけど、今度、本当に南中の南の端へ行ってしまっていますから。今度中部横断道もできまし、そういうこともありますけど、非常に峡南5町は南北へ長い地域でございます。それでまた、早川町みたいに奥へ入るところもありますから。地域の交流拠点として、大いに皆さんに活用していただかないと。今までの峡南地域も非常に交通の利便性も、身延線の駅が近いといっても非常に皆さんが交通の利便性に関しては、本当に不便で困ると。身延線も少ないからもう少し本数をとって、これはJR東海との関係もありますから非常に難しいと思いますけど。

今度、中部横断道ができて無料区間で走りますから、ちょうど南の富沢インターまで行きますので、そうした点で、先ほども言いましたけど、5町の行政との県とのつながりをしっかりと持ってもらって、この地域の拠点として大いに皆さん方に活用していただける、そんなことを小田切部長にちょっと今答えをいただきたいと思うんですけど、どのように県では考えているのか、その辺をお聞きします。

小田切県民生活部長 峡南の新たな拠点につきましては、県のほうでもせつかくここで整備して、ぜひたくさんの方に使っていただきたいと思っております。峡南5町の方々はもちろんですけども、やはり魅力的な講座ですとか、いろんな企画を県でも考えまして、ぜひ大勢の方に利用していただけるような施設にしていきたいと思っております。それには地域の団体の方々、あるいは市町村の方々とよく連携を取る中でやらせていただきたいと思っておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願いたします。

望月（勝）委員 本当に小田切部長、また県の執行部、知事もそうですけど、非常にありがたい御配慮をいただいて、特に、びゅあ峡南が廃止にならなくて、旧富河中学校の施設を使わせていただくということで本当にありがたいですけど、ぜひ、この施設を地域の皆さん方の拠点になるような、特に、先ほども言いましたけど、南北に長い地域でございますから、その辺も非常に考慮の中へ入れていただいて、ぜひこれからの活動に当たっていただきますようよろしくお願いたします。ありがとうございました。

（自動車運転代行業支援事業について）

久保田委員 課別説明の県民4ページをお願いします。

やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン事業における自動車運転代行業支援事業について伺います。やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン事業は飲食店の消費拡大に向け、グリーン・ゾーン認証店を対象とした事業だと承知していますが、この一環として自動車運転代行業者への支援が盛り込まれていますけど、どのような

狙いがあるのかを伺います。

藤原交通政策課長 コロナ禍にありましては、感染拡大防止施策が講じられた環境のもとで、経済活動を促進することが重要であると考えております。委員御指摘のとおり、キャンペーン事業は感染症対策が講じられているグリーン・ゾーン認証施設を対象に消費拡大を図るものでございますが、このキャンペーンとあわせて運転代行業者が行う感染症対策に要する費用を支援することで、飲食時だけではなく帰宅まで安心して安全な環境を整えることを目的としてございます。これによりまして飲食店の消費喚起を図るとともに、飲食店休業の影響をダイレクトに受けている運転代行の利用促進につなげる相乗効果をねらっているところでございます。

久保田委員 ありがとうございます。

確かに飲食店が休業の際、代行業者も休業状態に等しいと思います。聞くところによると運転者ですか、ほかのところへ勤めたとかそういうことを聞いております。そんなことからダメージを大きく受けていると思います。その利用の促進ということを今課長が言いましたけど、普通なことだと思いますけど、この事業はいつから実施するのか伺います。

藤原交通政策課長 このキャンペーン事業の第1弾が書き入れ時の年末年始に実施されることから、それに合わせまして、おおむね12月、1月の2カ月間を予定しているところでございます。

久保田委員 先ほどから課長が申しています代行業者が行う感染症対策に対して助成することですが、具体的にどのように感染症対策を求めていくのかお伺いします。

藤原交通政策課長 運転代行業の皆様には、業界が示すガイドラインに基づきまして感染予防対策を実施していただいているところでございます。

しかしながら、飲酒した利用者は運転代行を利用する際に、みずからの車に乗車するために気が緩みがちになる傾向がございます。利用客同士、それから運転手への感染拡大を防ぐために、利用客にマスクを渡し着用を促すことに加えまして、運転の際の手袋の取りかえですとか乗車後の車内の消毒等の実施を求めることとしております。

また、代行会社が自発的に行いますPCR検査や抗原検査を受けていただくことも必要と考えておりまして、これらの経費について助成するものでございます。

久保田委員 特に今回の事業によってグリーン・ゾーン認証店で飲食した利用者が、感染症対策をしっかりとった運転代行業者により、安心安全で帰宅できる環境も整うと思います。山梨県はそもそも免許証の保有率、そして自動車の保有率が最も多いとお聞きしていますが、その中で、日常飲酒による事故も多く感じられます。県としては今後どのような運転代行業者の支援に取り組んでいくのか伺います。

藤原交通政策課長 委員御指摘のとおり、本県は交通事故に占める飲酒運転の割合が全国平均よりも高い割合で推移しておりまして、交通安全計画におきましても飲酒運転の根絶を目標に掲げ、重点的に取り組んでいるところでございます。

こうしたことから、運転代行サービスを利用していただくことが飲酒運転の根絶にもつながると考えておりまして、ただ、コロナ禍による飲食店の休業要請の影響を受けまして、コロナ前と比べまして事業規模が4分の1縮小するなど、甚大なダメージを受けているところでございます。運転代行業者は、飲酒運転根絶という使命を担う重要なインフラであると考えておりまして、今回の支援事業を契機に感染症対策の基盤が整備された安全安心な運転代行を県民の皆様にご理解いただけるようPRし、運転代行の利用促進につなげてまいりたいと考えております。

久保田委員 大変いい事業だと思います。いずれにしても、こういう飲酒運転をなくすということが大事だと思いますけど、やはり、これを機会に値段とか一定な価格表示をしてもらいたいなど。これは要望ですけど、お願いします。

藤原交通政策課長 運転代行の料金につきましては、国や県等で法定料金は定めておりませんで、各業者が自由な裁量で価格を決定しているところでございます。本県の運転代行については、他県と比較して初乗り料金が安く設定されているというような傾向もございまして、ただ、国が現在全国の運転代行業に対しまして調査中ではございますが、適正料金、こういったものが明らかになっておりません。以上の状況から、今後慎重に研究しなければならないと考えているところでございます。

(外国人向け新型コロナウイルス感染症情報発信等強化事業費)

卯月委員 知の4ページ、マル臨の外国人向け新型コロナウイルス感染症情報発信等強化事業費についてお伺いしたいと思います。

この事業の概要の中には「不安を抱える在留外国人を支援」とありますけれども、そもそも県内には今何名ぐらいの外国人が住んでいるのか、おわかりになっていると思いますのでお答えいただきたいのと、どこの国籍の方が多いか。そしてまた、どこの市町村にどれだけの人が住んでいるのか現状わかれば教えていただきたいと思います。

和光国際戦略グループ国際戦略監 ただいまの委員の御質問にお答え申し上げます。県内の在留外国人数は、昨年12月末現在で1万7,125人です。今後はさらなる増加が見込まれております。国籍別では中国が21.8%、ブラジルが17.1%、ベトナムが15.3%の順に多い状況であります。また、市町村別では甲府市が33%、中央市が11.2%、甲斐市が7.2%の順に多い状況でございます。

卯月委員 ありがとうございます。やっぱり人口が多いところが多いのかなって感じがしますが、外国人の方が新型コロナウイルスの情報を得たい場合や、仮にまた感染した場合、私たちでも多分パニックになるようなことが予想されるんですけども、外国人の場合は言葉の壁に阻まれて必要な支援が行き届かないというケースも考えられると思

令和3年9月定例会総務委員会会議録
います。県では、これまで外国人に対する新型コロナウイルス感染症への対応についてはどのような取り組みを行ってきたのかをお伺いしたいと思います。

和光国際戦略グループ国際戦略監 委員御指摘のとおり、外国人は情報弱者であることが多いため、県のホームページにおきまして、新型コロナウイルスの発生状況や、また基本的な感染防止対策、ワクチン接種の案内などにつきまして、多言語で情報発信を行っているところでございます。また、県国際交流協会のSNSによる発信や、外国人地域生活サポーター、日中友好協会などの外国人コミュニティ等を通じた周知を行っております。そのほか、外国人技能実習生に対しましては管理団体を通じ、また、留学生に対しましては日本語学校や大学を通じて発信するなど、さまざまな手法を使い、感染症対策に取り組んでいるところでございます。

卯月委員 わかりました。繰り返しになりますけど、事業の内容の中に情報発信の強化と書いてありますけれども、事業内容としては多言語ポータルサイト構築などというものが挙げられています、具体的にはどういうことを行うのかお聞きしたいと思います。

和光国際戦略グループ国際戦略監 現在は日々更新される新型コロナウイルス関連の情報を翻訳いたしまして、県のホームページに掲載しておりますけれども、外国人の方からは情報にたどり着くのが難しい、情報がまとまってほしいという意見が出されております。このため、外国人向けにわかりやすく提供すべく、英語、中国語、ポルトガル語などの多言語ポータルサイトを新たに構築し、新型コロナウイルス関連の情報や支援策等をわかりやすく案内するなど、情報発信を強化してまいります。

また、外国人にしっかりと情報を届けることが大切でありますので、サイトへの誘導を促すための多言語によるチラシを作成いたしまして、県内在住の外国人世帯に向けて郵送で発信してまいります。さらに、サイトを閲覧した外国人に対しまして、メールアドレスなどの登録により、新型コロナウイルス関連の各種情報を定期的に発信できるような仕組みづくりを行います。

あわせて、コロナ禍において外国人からの相談の多い雇用、労働、在留資格、法律問題につきまして、労働局や東京出入国在留管理局、県弁護士会や行政書士会などと連携して、積極的に対象者がいる場所に出向き、より身近にその場で解決を図る出張相談会を開催することで、情報発信力の強化・充実を図ってまいります。

卯月委員 わかりました。サイトとかもこちらから見に行っても、なかなかわかりにくいって場合があるんで、そういった情報発信を積極的に行うことで、これまで以上に外国人に対する情報発信力を強化・充実していくことでありますけれども、この事業を実施することによりまして、どのような効果が期待できるのかお聞きしたいと思います。

和光国際戦略グループ国際戦略監 期待できる効果でございますが、積極的な情報提供や出張相談会を通して現状把握を進めまして、外部の関係機関などとの情報共有や連携を図ることで、外国人が真に必要としている支援策につながっていくことが期待できます。今後も新型

令和3年9月定例会総務委員会会議録
コロナウイルス感染症の影響で生活に不安を抱える外国人に対し、よりきめ細かく寄り添う姿勢で支援を続けてまいりたいと考えております。

卯月委員 先ほどのパーセントの中には大月市は入っていませんでしたけれども、それでも私の住んでいるところでも外国人の方が非常に多くなっているのかなという印象はあります。こういったコロナ禍で、不安を抱える外国人の方々に対してきめ細やかな支援をしていくことは、これから特に大切なことだと考えております。十分な情報提供や相談支援を行って、外国人の方が安心して働いて暮らせる環境づくりに向け、しっかりと今後も取り組んでいただきたいと思います。もし何かありましたらお願いします。

和光国際戦略グループ国際戦略監 外国人の在留者数は年々増加傾向にございまして、大月市におきましても技能実習生や、大学を卒業して働かれるような在留資格の方がふえてきております。全県的に今後外国人がますます増加することが見込まれておりますので、県といたしましては引き続きしっかりと情報を届けるような仕組みづくりに努めてまいりたいと考えております。

(ふるさと納税促進対策事業費)

流石副委員長 リニアの3ページ、ふるさと納税促進対策事業費について、ちょっと伺いたいと思います。5億2,100万円ほど改めて補正予算で追加しているんですけども、私は、その裏側には、全国的にふるさと納税が好調なんだろうなと。少しはそういう納税で寄附者をもっとふやそうかなという根拠がうかがわれるんですけども、今後ともこれを続けていく意味では、現状と今後の見通しについてちょっと伺いたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

柏原二拠点居住推進課長 8月末現在のふるさと納税寄附額の状況ですけども、前年の約8倍の4億4,600万円という数字になっております。この状況を踏まえまして、今後もこの状況が続くということを前提に、返礼品の中でも特に桃については7月に、またシャインマスカットについては10月に受付期間が終了するというのを踏まえまして、はじいた数字が12億4,900万円という数字になっております。この数字に基づきまして、今回補正させていただいたということになっております。

流石副委員長 8月の予算だけで約8倍。私は、すごくありがたいなと。皆さんの努力が実っているのかなと思っております。そうすることによって、私は税収をどんどんふやしていけばいいのかなと思ってはいますが、全国的に見たら、全国的に見たらですよ。どのようなランクになるのかな。1桁なのかなって思いますが、お答えできますか。

柏原二拠点居住推進課長 先般、総務省から令和2年度のふるさと納税の全国の状況が公表されました。都道府県で見ますと、全国の2位が山形県でして、13億6,900万円、3番目が、佐賀県が11億2,700万円という数字になっております。先ほど申しました12億4,900万円という数字は、この両県の間の真ん中の数字ですので、まさに全国

令和3年9月定例会総務委員会会議録
上位に位置づけるということになると思います。

流石副委員長 私はこんなに成績がいいとは思わなかったですよ。せめて25番、27番ぐらいでとんとんかなって思っていたんですが、やはり努力次第では2位、3位になる。1番はちょっとつらくても、2位、3位ってすばらしいことだなと思っているんですよ。やっぱりこれを維持しているのは、シャインマスカットとか、果実が主だと思うんですけども、やっぱり冬に向かって、冬の対策だろうなと思っているんですよ、今はいいけど。冬に向かって、例えば、正月から5月、6月ぐらいの対策、取り組みはどのようにしていくのか、ちょっとそれも伺いたいなと思うんですが。

柏原二拠点居住推進課長 フルーツというお話でございますけども、本県には、フルーツのほかにも、たくさんの魅力的な商品がございます。例えば、ワインとか日本酒とかミネラルウォーター、あるいは印伝、ジュエリーなど、地場産品なども豊富でございます。さらに今年度から体験プログラムも開発を行っておりまして、例えば、ソムリエ厳選の県産ワインと温泉を楽しむツアーや、富士講の歴史をたどるツアーなど、山梨県の地域資源を活用した体験プログラムの開発も行っております。

こうした魅力的な返礼品というものも業者と連携しましてしっかりとPRし、12月はお正月を控えた月でもございますし、クリスマス期間中でもございまして、この期間、結構需要がございますので、これに向けまして、しっかりと準備を進めていきたいと考えております。また、本県の魅力的なふるさと納税というところもあらゆる媒体を通じましてPRしたいと思っております。

流石副委員長 ありがとうございます。そういうお答えを伺えまして、頑張れるんだなと。私は思っていました。ふるさと納税という地域と地域の競争が激しくて、金額の争いしかしてないところも、なきにしもあらずです。私は思うんですよ。今3番、4番になりそうだということを聞いたんですが、ふるさと納税でやっぱり上げてくには、1番、2番の近県のところをまねするような気持ちになったほうがいいかなと。独自なものっていうのは、最初はどうしても難しい。ですから、最初はまねをして、追いついて、それで1つ、2つ、独自なものをだんだん入れてくと。そして、最終的に4年、5年たったら、「これ、山梨独特のものじゃないの」というように言われれば、それでいいのかなと私は思っております。2番、3番。1番、2番の県の方のまねをして、それで一つ独自に今後していただければありがたいなと。来年はいい報告が聞けるかなと思っておりますので、そのところだけ聞いて終わりにしたいと思います、いかがですか。

柏原二拠点居住推進課長 委員の御指摘のとおり、他県の人気のある返礼品ということも非常に重要と考えております。また、山梨のオリジナルというところにつきましても、私どもこだわっていきたく思っております。全庁一丸となって、金額アップに向けて全力で取り組んでおりますので、またよろしく願いいたします。

(新型コロナウイルス感染症対応検証・記録事業費)

永井委員

知の2ページ、新型コロナウイルス感染症対応検証・記録事業費について幾つか伺います。新型コロナウイルス感染症の感染が確認されて以来、本当に多くの方たちに甚大な影響・被害が出ている感染症でありますけれども、本県の最初の感染者が確認されたのが昨年1月、その後も県の皆様、短期間の時間の中でさまざまな対応を迫られてここまでやってきたと承知をいたしております。

新型コロナウイルス、また新しい今変異株等も出ております。今後第6波が来るのか。それとも新しい感染症が来るのかということも危惧をされておりますが、今回の感染症対策の経験っていうのは、本当に短期間でいろいろなことをやらなきゃいけなかった。本当に未知の経験で、このような経験というのが非常に貴重なもので、生かしていかなければいけないのかなと私も思っております。

ということで、今回のこの事業の中ではそういった検証とかを行った上で、記録に残していくというような事業だと思っておりますが、幾つかその部分に関して質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、今回の検証・記録事業は、県ばかりでなく、県民を初めとした関係者にとって役立つものにする必要があると考えますけれども、まずこの事業の目的について伺いをいたします。

有泉政策企画グループ政策参事 委員御指摘のとおり、申し上げるまでもなく感染症、実にさまざまな事態を引き起こすものでございまして、それぞれの事態には速やかに的確に対応する必要があります。今回の新型コロナウイルス感染症を引き起こした事態、影響、非常に大きいものでございましたが、影響などが大きい分だけこれまで行ってきた対応ですとか経験、こういったものに大きな価値があると考えているところでございます。県庁を中心といたしまして蓄積された情報、大変貴重なものであるという前提で、これをきちんと残しまして教訓ですとか、あるいは今後の指針として継承することで、活用できる情報資産へと高めていくというのが事業の目的でございます。

永井委員

ありがとうございます。国内でのコロナ発生から約1年9カ月が経験する中で、これまでの県の対応や対策に関する資料を今検証していくということだったんですが、膨大な量になると思います。事業内容としては、具体的に何をどのように行っていくのかということと、膨大な資料ですので当然それを何か記録に残していくということは、紙で残すっていうのは今この時代ないかと思うんですが、媒体とか、こういった方法でこの資料を残していけるのか、あわせて伺います。

有泉政策企画グループ政策参事 具体的な事業の進め方ですけども、情報源としては2つあると思っております。資料と人であろうと考えております。まず、県庁の課ですとかあるいは対策本部の各班に蓄積されている資料を収集・整理いたします。また、県ですとか市町村、医療機関、あるいは国の動きといったものを勘案する必要がございますので、コロナ対応に当たった関係者などに取材を行います。その次に、資料ですとか取材活動から得られた情報につきまして検証を加えまして、成果ですとか改善点を探りたいと思っております。成果として記録文書を作成し、周知をしていくというものです。

媒体について御質問がございましたが、紙ですとか電子媒体ですとかさまざまあるかと思えますけれども、現時点で決定しているわけではございません。またどういう周知方法が適切なのか検討したいと思えます。

永井委員 ありがとうございます。記録方法、ほんとにいろいろあると思うんですけども、こういう時代ですので、紙は燃えてしまえば終わりですし劣化もしますので、私は個人的には電子関係で記録したほうがいいのかという気はしています。

今お答えの中にあつた検証とか記録に関するさまざまなことがあると思うんですけども、行う項目としてどのようなものがあるのかお伺いをいたします。

有泉政策企画グループ政策参事 これは本当に非常に多くの項目があると考えております。感染初期段階にどういう対応をしたのか、これ非常に重要です。それから、感染拡大の防止策、さまざまとってまいりました。PCR検査ですとか、こちらのグリーン・ゾーンの認証制度なども入るんじゃないか。あるいは、福祉施設などでのクラスターの対応。それから、最近も続けておりましたが、医療提供体制の整備ですとか。一方で経済対策も行った。県民の生活支援も行った。それから、県民あるいは事業所の皆様への協力要請、いかにしていったのか。それから直近ではワクチン接種などもあります。

その一方で、ウィズコロナですとかアフターコロナを見据えた政策の検討、自然首都圏構想の研究会ですとか二拠点居住なども検討してまいりました。そういった取り組み、さらには、最後にどういう組織体制で臨んだのかといったことも含めまして、それらを項目として考えているところでございます。

永井委員 非常に多くの項目があると承知をいたしました。ということは、作業に大変な労力と時間がかかると思われます。この事業、委託事業としていると承知していますけれども、委託とすることの意義というのはどのような点があるのか伺います。

有泉政策企画グループ政策参事 県庁といたしましても自前で業務のあり方ですとか対応をどうしていけばいいのかという、評価見直しは日ごろの活動の中で行ってきているところです。

ただ、その上で本事業を行う趣旨ですけれども、記録の単なる整理ですとか保存にとどまらないで、これまでの対策につきまして客観的な検証を行う点にあると考えております。県が実施してきましたさまざまな対策におきまして、反省ですとか改善、これを行うべき点があつた場合に、忌憚のない評価、こちらを加えていく必要があると考えておりますので、事業の実施方法としては第三者への委託という方法によることが適当と考えているところでございます。

永井委員 ということは、検証自体も第三者に委託をするということだと思んですけど、委託する先は決まっているんですか。

有泉政策企画グループ政策参事 これまで申し上げてきました資料の整理、あるいは、非常に多くの関係者への取材、これに基づく検証、さらにはまとめた原稿の作成、これを実施が可能だ

令和3年9月定例会総務委員会会議録
というところに委託をしたいと考えておりました、御議決いただいた後に、また募集要
項の検討などで具体的な対象というのは決めていきたいと思っております。

永井委員 ありがとうございます。いずれにせよ、本事業、非常に大変な作業であると思いま
すし、本当に先ほどの項目を聞いただけでも初動の段階からワクチン接種まで、ありと
あらゆる今回のコロナのことを検証して残していくというのは、非常に重要な事業であ
るし作業であると思っています。委託先がまだ決まっていないとは言いますが、
それはやっぱり内々でやるだけじゃなくて、第三者に依頼をするという部分に関して
非常に有益で効果があるような、また次に生かせるような検証結果が出てくると思いま
す。いずれにせよ、県民にとって役立つ記録の作成をぜひお願いをして質問を終わりたい
と思います。

(リニア中央新幹線用地取得事務受託事業費)

土橋委員 リニア未来創造・推進課のりの2ページ。繰越明許費で4,914万円出ていますけ
ど、この用地取得ということで、山梨県のところは、大体どのくらい進んでいるのか
を教えてください。

安藤リニア未来創造・推進課長 本年8月末の状況でございますけれども、全体の約59%の取得を完
了しているところでございます。

土橋委員 夢の新幹線、早く予定どおり進めてくれればいいなと思いつつながら、私は自分の自宅か
ら駅の予定地まで5分かからない。また、自分の地域は思い切りリニアが通るとい
うことで、いろいろ困った問題っていうのがいっぱいありました。騒音問題、明かり区間
にするんだと。

歴代の自治会長さんたちが会長になって対策本部をつくっていたんですけど、数年前
から自治会長さんが2年ごとにどんどんかわっていったらということで、専門に
元自治会長さんがやってくれています。とにかく明かり区間だって、そこを大きな音で
通られるのは困るということで、ことしやっとフードがつかますよという報告を聞いて
私も喜んで会長さんたちに報告をしてみんなで喜びました。

そうしたら、フードがつくって言ったけど、結局特殊なフードで、窓が開いていて、
空気を抜けさすために取り込むところは何百メートル、200メートルだか100メー
トルはずっと穴をあけとかなきゃだめだと。70デシベルを下らないっていう報告をさ
れて、改めてまたがっかりで、我々は絶対にこんなもの許せないぞと。未来永劫70デ
シベルを下らない音をして、自分の地元、家によっては家の角を通っている家もある
し、50メートル、何十メートルなんてところに建っている家の人たちにしてみれば、
そしたら木を植えるからどうだとか、構造的に無理だとか言って聞く耳を持たないとい
うことで、本当に暗礁に乗り上げている。

地元の人たちは、むしろ旗を立ててもこれは反対しなきゃだめだと。未来永劫、じい、
ひいじい、ひいひいじいたちがこんな許可をしたおかげで俺たちはずっとうるさい思
いをするのかと。それで、JRのほうで言われたのは、窓を閉めて音も聞こえなくするた

令和3年9月定例会総務委員会会議録
めの二重サッシの予算を出しますよとか、エアコンをつける予算を出しますよとかって
言って、何しろ話を聞いてくれって来るらしいんだけど、エアコンならもうとっくに入
っていると。小学校がすぐ近くにあったから二重サッシにもなっていると。

今さらそんなこと言われても困るっていうことで、すごく動いているんだけど、私た
ちとしてみれば山梨のここだけじゃないわけですよ。名古屋まで、大阪までを夢の新幹
線が一刻も早く通ってくればっていうのは我々の夢でありますから進めてもらわなき
ゃならないけど、やっぱり住民を守ってもらいたい。これはもう住民一人一人の話じゃ
なくて、むしろ旗の話じゃなくて、県が中心になってやってもらわなきゃならないん
ですけど、59%ということは、あと41%はまだ無理ということですよ。その41%
の中にその辺が入っているんだけど、リニア局のほうでJRとの対応とかっていうのは
しっかりやってもらわなきゃならない。

議会在終わった後でまたこの辺のところの話は、しっかり聞くつもりでいたからこの
辺にしておきますけど、ぜひリニア局でその対応、住民の人が先頭に立ってやるじゃな
くて、やっぱり県が先頭に立ってやってもらいたい。その辺のところはどうか。

安藤リニア未来創造・推進課長 委員御指摘のとおり、一部の地区においては防音防災フードを延長し
ていただきたいというような話もあるということは聞いてございます。私も県といた
しましても、JR東海と連携を図りながら、住民の皆様により丁寧な説明、それからで
きる限りの対応、そういったことを行うように、JR東海と連携しながら進めてまい
りたいと考えております。

土橋委員 もちろん丁寧な対応っていう言葉で聞いたけど、丁寧な対応じゃなくて、住民は70
デシベルを下らないなんて言わなくて、フードにしてくださいっていうのをもう長いこ
と要望を出しているんで。やっとなフードになりましたといったけど、こういう窓が開い
てるフードだったら何の役にも立たんじゃないかと。そうしたら木を植えたらどうです
かとかという提案をされたというんだけど、木なんか何十メートルの木を植えるのかな
んかわからないけど、住民との間に木なんか植えられて、逆に日が通らなくなったり、
邪魔になるだけで、どういうことを言っているのかもよくわからないということだから、
丁寧な対応というんじゃないで、私は住民に対して丁寧な対応をしてもらいたいと思う。
JRに対してよりも。

構造的に、構造的にっていうことを言うらしいけど、多分、金がかかるからといって
言っているんだと思います。今の時代、海の中を平気で高速道路や電車が通る時代に、
あの100メートルぐらいのが構造的に無理だなんてことは、地元の人たちも金がかか
るから無理だと言っているのと同じでしょうということをやっていますから、JRに対
して丁寧な対応じゃなくて、ぜひ住民に対して丁寧な対応をしてもらいたい。しっかり
した対応をしてもらいたい。そう思います。どうですか、局長。

上野リニア未来創造局長 先ほど答弁いたしました丁寧な対応につきましては、我々の地元の皆さんに
対して、しっかり丁寧な対応を取っていただくように、これまでもJRに要望してまい
りまして、今後もそのところはしっかり要望していきたいと思っております。リニア

令和3年9月定例会総務委員会会議録
中央新幹線の開業に当たりましては、まず何よりも県民の皆様の御理解と御協力が必要だと十分認識をしております。用地買収等々、さまざまな問題につきまして、県といたしましてJR東海に対してしっかり丁寧な対応を取るよう今後ともしっかり対応を取っていきたいと考えております。

(自動車運転代行業支援事業について)

向山委員 関連で端的にお伺いしたいと思います。まず、自動車運転代行業支援事業のところでお伺いするんですけども、登録台数とか現在どのぐらいあって、支払い方法はどのようなものを想定されているのかお伺いしたいと思います。

藤原交通政策課長 今現在、約300台登録されております。支払いにつきましては、現在検討中でございますけれども、必要な感染症対策を整えてもらうために、一部概算払いを考えているところでございます。

向山委員 この300台というのは多分協会か何かへの加盟者数だと思うんですけども、協会とかに例えば入っていなかったり、例えば、甲府の中心街とかで自分で代行業をやっている方、そういう方々に対してはどのような対応をするような予定でしょうか。

藤原交通政策課長 この事業は協会への加盟者ではなく、自動車運転代行業として認定されている事業者を対象に行います。議決が通った後には各代行事業者を集めて説明会等を予定しているところでございます。

向山委員 ありがとうございます。事務局は県が直接行うということでしょうか。

藤原交通政策課長 この予算につきましては全額委託料ということで、この事業については委託を考えているところでございます。

向山委員 委託先がどういったところになるかにもよると思うんですけども、今回1回500円ということで、当初は1,000円というような数字も出てきたところだと思うんですが、いろいろ検討した上で500円、1台20万円となったと承知をしています。これを有効的に活用されることを願うんですけども、先ほど説明の中で、12月、1月の2カ月間ということで、ちょうどPay Payとかのキャッシュレスサービスの割引期間等当てはめていると思うんですが、そうすると、その後の2月から4月のプレミアム商品券という形での2割オフのときは実施をしない予定という考えでよろしいでしょうか。

藤原交通政策課長 この事業は国の交付金を使っておりまして期限がございますので、今のところ12月、1月と考えております。

向山委員 承知しました。交付金の関係もあるとは承知をしましたが、まだまだPay Payとかキャッシュレスサービスを使えない方も多くいらっしゃるって、そうした方々がき

令和3年9月定例会総務委員会会議録
ちんと利用できるように2月から4月という期間20%オフって設けていると思うんですが、そうした方たちが、じゃあ、いよいよ飲み行くぞっていったら、1月までで代行終わっちゃうってというようなことになると思うんですけど、そうした期間とうまく連動することによって、さらに飲食店の皆さんへの相乗効果になるかなと思うんですけど、期間についてもう一度再考いただいてはいかがでしょうか。

藤原交通政策課長 飲酒運転撲滅というところも観点にございまして、12月、1月、ちょうど撲滅キャンペーン中といったところもございます。確かに代行業支援ということなんですけれども、週末のみの運転代行の営業というところもございますので、基本的には12月、1月ですけれども、そういったところへの支援も考えますと、2月の中旬くらいまでは延ばせるかどうかとか、そういったところは検討いたしまして確定をさせていきたいと思っております。

向山委員 承知しました。予算もあることだと思いますけども、飲食店はもちろん3月、4月も歓送迎会で書き入れ時になりますんで、そこも踏まえてぜひ御検討いただければと思います。

(新型コロナウイルス感染症対応検証・記録事業費)

もう一点だけ、知の2ページの、先ほどあった新型コロナウイルス感染症対応検証・記録事業費のところでお伺いしたいんですけども、この価格自体については本会議でもいろんな質疑があった中で高いのか安いのかっていうところがあったと思うんですが、最終的には成果物についての評価だと思っています。先ほど聞いた中で1つだけちょっと気になったのが、記録を行う中で議会との関係性とか議会の中でのやりとりの部分っていうのは入っているのでしょうか。

有泉政策企画グループ政策参事 項目については申し上げたのは例示で申し上げたものでございまして、議会との関連、各項目で補正予算なども多々ございましたので、その中で出てくる項目なのかなと思っております。

向山委員 これから項目も含めて検討ということだと思うんですけども、昨年から前議長、また今の桜本議長の中で、ずっと議会の中でも取り組んできた。実際には政策としても予算づけも議会を通さなければいけない中で、どういった形で議会と一緒に取り組んできたのか、また議会から見た行政、また行政から見た議会のあり方っていうことも検証して、パッケージで後世に残していくことが議会にとってもいいし、行政にとってもいいと思うので、ぜひ議会また議員への聞き取りも想定をして行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

有泉政策企画グループ政策参事 御意見を踏まえて検討してまいりたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第1－2号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について

意見

卯月委員 継続中の請願第1－2号、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての意見でありますけれども、この請願の趣旨は、核兵器禁止条約に関することでありまして、国の外交安全保障政策に関連していることでもありますので、地方議会が意見を出すということに関しては熟慮いたしまして、また慎重に検討しなければならないと考えます。

したがって、現時点ではこの請願については継続審査とすべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第2－4号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を国へ提出することについて

意見

望月（勝）委員 今回の請願第2－4号でございますが、選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を国に提出するというところでございます。この趣旨としましては、本年6月23日最高裁は、夫婦は同じ名字にするという民法の規定は合憲と判断し、また「どのような制度をとるのが妥当かという問題と、憲法違反かどうかを裁判で審査する問題とは次元が異なる。制度のあり方は国会で議論すべきだ」との考えを示しました。夫婦別姓の導入については国会においても継続的に検討されていますので、県議会としましても県民の意見を十分に聞き、国会の動向を注視しながら慎重に判断する必要があると考えまして、したがって、本請願は継続審査とすべきであると思えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第2-5号 「桜を見る会」の疑惑解明のため徹底審議を求める意見を提出することを要望することについて

意見

向山委員 請願第2-5号、桜を見る会の疑惑解明のための徹底審議を求める意見を提出することを要望することについては、継続審査とすべきと思います。桜を見る会の疑惑解明のため徹底審議を求める意見を国へ提出することに関しては、本年7月30日に警察審査会が安部前首相の不起訴は不当であると議決しておりますので、東京地検特捜部は再捜査を行うということになっていると思います。

したがって、今後の捜査や国会における審議の状況を注視した上での判断が必要だと思いますので、山梨県議会としては継続審査とすべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第2-9号 「学生に対する支援の抜本的な充実を求める意見書」の採択を求めることについて

意見

流石委員 請願2-9、学生に対する支援の抜本的な充実を求める意見書について。私は、学生の親として、オンライン事業などあって、一人前に授業料を納めなきゃいけなかったんで、授業料を少し安くしてもらったほうがいいなと本当に思いました。ですけれども、そうはいつでも、さまざまな支援が国から入っております。それから、民間団体等の取り組み状況も踏まえながら、やはり継続審査にさせていただければなと思っております。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第3-6号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求めることについて

意見

向山委員	<p>請願第3－6号、沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないことを求めることについては継続審査とすべきと考えます。この請願につきましては、沖縄の新基地建設の埋め立てに使う土砂を遺骨が混在する場所から採取しないよう国に対し意見書の提出を求めるものであります。新基地は国防上の必要があつて建設されるものであると承知をしておりますが、そのための土砂の採取場所は、請願の記載によると本県の戦死者の遺骨が含まれているかもしれないとのことであります。このことに関しましては、沖縄県議会で全会一致で請願が採択をされているということで、遺骨まじりの土砂使用停止を求める意見書というのがなされているということで、このことについては重く受けとめなければいけないと思いますが、山梨県議会としては、国の対応を注視をしながら検討をする必要があると考えますので、継続審査とすべきと考えます。</p>
討論	なし
採決	採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

**※請願第3－7号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めること
について**

意見	
永井委員	<p>請願第3－7号、私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて、私は採択すべきものと考えます。私学はそれぞれが独自の建学の精神のもと、公教育の推進に邁進されていますが、少子化などの影響で、予算的に厳しい状況もあります。しかし、子供たちが自分の個性や進路に合った教育の場を、多様な特色のある選択肢の中から選び、それぞれの能力を伸ばしながら成長していけるよう、現在私学教育はより一層の充実を求められています。</p> <p>したがって、国に対して財政支援や制度拡充などを求める意見書を提出すべきであると考えます。</p>
討論	なし
採決	採決の結果、採択すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(女性のためのインターンシップ型ステップアッププログラムについて)

永井委員

1点だけ質問させていただきたいと思います。女性のためのインターンシップ型ステップアッププログラムのことについて、幾つか伺いたいと思います。男女共同参画、非常に重要な問題で、今回の補正予算の中にも多額な補正予算が計上され、県が積極的にいろいろな政策を進められていようということは承知をいたしております。

その中で、本年度山梨県が山梨大学に委託をしている女性のためのインターンシップ型ステップアッププログラムというのがあります。上期に募集が行われていて、先月からいよいよ開講ということになっていると思うんですけども、改めてこの事業の目的と内容について伺います。また、定員が20名ということなんですけれども、募集状況はどのようなものだったのか伺います。

雨宮県民生活総務課長 まずこの事業につきましては、目的ですけれども、女性が活躍できる職場環境づくりですとか、女性のキャリアアップを支援する取り組みの1つとして行われておられて、結婚、出産、育児などで一度職を離れた女性を対象に、就業に向けた意識改革やステップアップして活躍し続けるために必要な力を身につけることを目的として実施するプログラムでございます。

事業内容としましては、ライフデザイン講座ですとかビジネスマナー、それからコミュニケーションの手法を習得する講座などを受講していただきまして、講座で学んだ後は実践してステップアップしていくための足がかりとしまして、企業やNPOでのインターンシップを実施する予定となっております。

それから、募集の状況につきましては、20名のところ15名の応募があったところでございます。

永井委員

ありがとうございます。実はこのステップアッププログラム、県はことしから事業を委託しているんですけど、これを何回か大学独自で行っていて、私の知り合いで、一回家に入ったんですけども、改めて外で働きたいということで、このプログラムに参加をして既に働き出しているという方がいらっしゃいます。本当に女性が一回家庭に、何らかの事情で一線から退くことになったときに、ほんとにさまざまな部分の中で後を押してくれるような、すごく非常に重要なプログラムであると思っています。

また、この事業は先ほど御説明があったとおり、女性が座学とかさまざまな職場でのインターンシップを通してスキルアップし、新たに社会に進出していくというものです。やはり、この研修の肝は、座学もそうなんですけれども、実習先、インターンシップ先にあると思います。積極的に講座を受講しに来るような女性ですので、そのような方に研修先として、例えば県庁を見ていただいて研修いただくことってというのは男女共同参画を強く進める山梨県という意味でも、とても重要なことであると思います。

しかし、このパンフレットを見させていただくと研修先が何個かあって、その実習先は、行政は甲府市役所だけなんですけれども、山梨県庁はなぜ、要は研修先として登録

がないのでしょうか。

雨宮県民生活総務課長 パンフレットには実習先の内容の例としまして、あくまで実習先の一例として何社か、企業や甲府市役所等が記載してございます。ですので、実際にインターンシップで県庁の実習を希望される方がいらっしゃった場合には、積極的に受け入れていきたいと考えております。

永井委員 実際において、行きたいということになれば、県庁としては受け入れていただけるということでもよろしいのでしょうか。わかりました。多分見たいという方、研修したいという方は多いと思いますので、そういう要望があったらぜひ受け入れていただきたいと思っています。

同じく山梨大学が行っているプログラムで、ウーマンズコミュニティプログラムというプログラムがあります。これは文科省が実証事業として行っている事業です。これは現在、県内にお勤めの女性が対象で、多様な学びと仲間づくりの機会を提供することを目的に、こちらも座学と、また自分が今勤めてる会社以外の企業へインターンシップに出て研修をしたりとか、あと女性メンターの配置という3つの主要な要素を入れて、次世代の女性リーダーを育てる事業となっているということですが、受講生や参加企業から非常に好評を得ていると伺っています。

これは会社のリーダーが実際自分がキャリアアップしていきたいという方たちが受けるものなんですけれども、当然言わずもがな女性リーダーの育成、大変重要であると思っておりますが、さっきのステップアップと同様、さらなる女性リーダーの育成の推進が必要であると考えますけれども、県はどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

雨宮県民生活総務課長 男女共同参画の実現に向けましては、女性リーダー、将来を担う人材の育成が非常に重要であります。このため、現在、女性活躍応援プロジェクト事業としまして、経営者、女性職員、双方の意識を高めていくことに重点を置きまして、女性活躍に積極的に取り組んでる先進企業の講演会ですとか、女性職員みずからが主体的にキャリアアッププランを考えるような研修会などを実施しているところです。

それからまた、女性が活躍しやすい環境を整備する企業をふやしていくために、県独自の制度であります。山梨えるみんなという認定制度の取得支援のために、専門アドバイザーを企業に派遣しておりますけれども、そのアドバイザーからも女性のキャリアコース等についても積極的にアドバイスをしていくこととしております。

引き続き女性のキャリアアップ、人材育成、それから能力開発や学習の機会の充実を図りながら将来を担う人材の育成、それから女性リーダーの育成に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

永井委員 以前、この委員会で女性の方たち、そういうリーダーの方たちからお話を伺う機会があって、こういうリーダー養成のプログラム自体を企業でやっている企業もありました。ただ、だけど、そこまでなかなか追いついていかないというような企業がほとんどだと

思っていますので、今、課長がおっしゃっていたように、いろいろなプログラムがありますが、いずれ梨大がこのような事業を行っていますので、せつかくステップアップで協働をしながら、委託をしながら情報を多分いろいろとってると思っています。その情報をとるときに、ぜひ梨大の、今、このウーマンズプログラム、コミュニティープログラムがやっている部分に関して、少し県の施策、要は女性のリーダーの育成に関してのいろいろな知見とかデータとか、先ほどの話じゃないですけど、そういったものを梨大とやりとりをして、積極的に県の施策に生かしていただきたいと思っておりますし、梨大の風間教授等も含めて、そういった部分の中で、県と一緒にやっていきたいというようなお話をいただいておりますので、ぜひそういった部分で梨大と協力して、この部分を進めていただきたいと思っておりますが、部長、最後その辺はいかがでしょうか、

小田切県民生活部長 委員御指摘のとおり、やはり山梨大学と連携をして、山梨県の女性活躍を進めていくことは非常に大事なことだと思っておりますので、また情報共有をさせていただきながら、検討させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

永井委員 ありがとうございます。最後に締め言葉いただいたんですが、山梨大学も今地域に出て、いろいろなこと、情報発信だったり、情報を入れたものを今度は改めて企業にフィードバックしたりということをやっております。ぜひ先ほど、今、部長から答弁もいただきましたけれども、せつかくいいものを持っていますので積極的な意見交換を行っていただいた上で、男女共同参画、さらに強く進めていただきたいと思っております。以上です。ありがとうございました。

(県民資産創造推進本部について)

向山委員 すいません、端的に1点お伺いしますが、県民資産創造推進本部についてお伺いをしますけれども、本会議等でも取り上げられましたが、今この推進本部の進捗状況も含めてお伺いしたいと思います。

柏木政策調査グループ政策調査監 県民資産創造推進本部についてお答えをいたします。本年5月に同本部を立ち上げて、その本部のもとに県民資産創造会議をつくるということで、本部の中で確認をしたところがございます。創造会議につきましては、それぞれ3つの設定をいたしましたテーマに基づいて各所管部局におきまして検討の進捗方法につきまして検討をしております。また必要に応じて本部は随時開催をすることとしております。

向山委員 おおむねのスケジュール感というのは大体いつごろにどういった成果物を打ち出していくというような考えで行ってますでしょうか。

柏木政策調査グループ政策調査監 具体的なスケジュールはまだ明確には設定しておりません。それぞれの業務の進捗に応じて、必要に応じて本部のほうに報告をし、全庁に情報共有をするという想定で考えております。

向山委員 今回の推進本部自体は全部局入ってのものだと承知をしていますけども、この県有地については、特に林政部と一緒にやっていかなきゃいけない部分だと思いますけども、林政部が行っている不動産鑑定の新しく出てくる価格の部分と、公正なルールとの整合性っていうのはどのように合わせていく予定でしょうか。

柏木政策調査グループ政策調査監 林政部で行ってる業務あるいは総務部の資産活用課で担っている部分につきまして、創造会議のものの専門委員会の中で整理をされていくものと考えております。事務局であります知事政策局といたしまして、各部局と連携をしながら円滑な検討の推進を支援してまいりたいと考えております。

向山委員 なかなか推進本部という取り扱いが難しいと思うんですけど。林政部がやりつつ、総務部がやりつつ、この推進本部って、じゃあ何をやるんだっていうところもある、なかなか難しいなと自分が聞いていても思うんですけども、実際に個々の県有地の具体的な活用方法とか方向性を決めるのではなくて、もっと抽象的な部分で議論をしていく、そういうイメージでいいんでしょうか。

柏木政策調査グループ政策調査監 個々の具体的な検討につきましては、それぞれの専門委員会で実施をされるというような想定でおります。それらの各委員会、専門委員会での議論を推進本部に報告し、全庁的に必要な検討あるいは方向性の設定といったことを推進本部のほうで議論をするという想定でおります。

向山委員 個々の県有地は専門家会議、分科会とかと今お聞きしたと思うんですけども、そうすると、例えば係争中の県有地については取り扱いをされるんでしょうか。

柏木政策調査グループ政策調査監 そのあたりの議論に関しましては、林政部あるいは総務部で検討されるものと考えております。また、こちらのほうでも随時情報収集を行ってまいりたいと考えております。

向山委員 先日の本会議において県民のための県有地の貸付賃料に関する特別委員会が設置をされたということで、提案理由の中にもありましたけども、裁判で係争中の県有地については裁判の結果を待つ必要があると。これは議会全体として賛成多数で可決されたものであり、個々の係争中のものについては議題としないほうがいいのではないかっていう県議会の考え方ですけども、そこについては、どのように議会の意思を反映するお考えでしょうか。

柏木政策調査グループ政策調査監 具体的な対応につきましては、林政部等と調整をしてまいりたいと考えておりますけれども、いずれにいたしましても県民資産創造推進本部につきましては、県として県民資産をいかに価値を高め、そこからの収益力を高めていくかというより大きな視点で議論をされていくと考えております。

向山委員　最後に、賃貸借のルール自体についても裁判の結果を最大限尊重する必要があると知事も会見等でおっしゃっているところもありますので、係争中のものについては議論をするべきじゃないということではないと自分も言ったんですけど、実際結果として、議会として取り扱うべきじゃないということでは意思が出ているので、この部分について、議会のこの考え方をどのように県として受けとめるのかを最後お伺いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

柏木政策調査グループ政策調査監　委員御指摘の点に関しましては、重々我々も重くとらえております。具体的に係争中の県有地の取り扱いにつきまして、早急に林政部と協議をいたしまして、対応については決定してまいりたいと考えております。

主な質疑等 警察本部関係

※第109号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(交通安全週間の取り組みについて)

佐野委員

それでは、交通安全週間の取り組みについて何点かお伺いをしたいと思います。

本年6月に千葉県八街市において、飲酒運転のトラックが集団下校中の児童の列に突っ込み、児童5人が死傷するという大変に痛ましい事故が発生をしました。私もボランティアとして10年以上、通学路の見守り活動をさせていただいているところであります。このような千葉県八街市の事故を受け、県警察におかれましても県や関係機関と連携した通学路の合同点検や見守り活動等、さまざまな取り組みを行っていただいていることを承知しております。

そこで、質問します。秋の交通安全運動が先月9月21日から30日までの10日間、実施をされましたが、今回の交通安全運動では県警察としてどのような目的で取り組んでいたのか、また、運動の重点についてもお伺いしたいと思います。

廣川交通部参事官 ただいま佐野委員から先月実施しました全国交通安全運動について御質問がありましたので、お答えをさせていただきます。まず、佐野委員みずから10年以上にわたって通学路の見守り活動を続けておられると伺いました。平素からの御協力に感謝を申し上げます。

さて、御承知のとおり、秋の全国交通安全運動は全国一斉に実施されている全国運動であります。今回、本県では広く県民の皆様に交通ルールの遵守を習慣づけるとともに交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施をいたしました。

運動の重点につきましては、全国重点である子供と高齢者を初めとする歩行者の安全の確保、夕暮れ時と夜間の事故防止、歩行者等の保護など安全運転意識の向上、自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底、飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶、以上4項

令和3年9月定例会総務委員会会議録
目に加え、県独自には二輪車の交通事故防止に努めてまいりました。県警察では交通事故の発生状況を多角的に分析し、重大事故の多発路線や時間帯を中心に交通指導取り締まりや街頭活動を展開し、交通事故防止に努めてまいりました。

佐野委員 交通安全運動の目的、それから運動の重点について御説明をいただきましたが、それでは今回の交通安全運動期間中に県警察ではどのような取り組みを行ったのかお伺いしたいと思います。

廣川交通部参事官 運動期間中は飲酒検問や、歩行者妨害等の重大事故に直結する悪質・危険な交通違反取り締まりに加えまして、9月30日が交通事故死ゼロを目指す日として、通学路における全国一斉の取り締まり実施日に指定されていまして、同日は小学校の通学路におきまして、移動式のオービスを用いた速度取り締まりなどを実施しました。

また、県重点とした二輪車事故の防止を図るため、過去に重大事故が多発した国道413号や411号等のツーリング路線における警戒活動や、交通安全協会を初め、交通関係機関・団体の御協力を得まして、道の駅でのチラシ配布のほか、中央自動車道の談合坂サービスエリアにおいて、県外者を対象とした広報啓発活動を実施しました。

さらにJITのリサイクルインクスタジアムの大型ビジョンやCATVを活用し、反射材の使用促進に向けた情報発信を行うなど、幅広く交通事故を防止するための取り組みを実施してまいりました。

佐野委員 今回の交通安全運動期間中には、飲酒検問とか通学路における取り締まり、また二輪車事故を防止するために県内各地において広報啓発活動を実施されたとお聞きをしました。それでは、今回の安全運動期間中の交通事故の発生状況についてお伺いをします。また、交通取り締まりの結果についてもあわせてお伺いしたいと思います。

廣川交通部参事官 運動期間中の交通事故につきましては、発生件数52件、死者数1人、負傷者数66人と前年と比べて死者数は同数でしたが、発生件数と負傷者数は増加しました。交通取り締まり結果につきましては、重大事故に直結する飲酒運転や速度違反などの悪質・危険な交通違反を中心に取り締まりを強化し、主なもので飲酒運転7件、速度違反2,239件、信号無視や一時不停止、歩行者妨害などの違反2,044件、合計で前年より195件多い6,309件を検挙しております。取り締まりの成果もあり、期間中の高齢者事故は前年より減少し、子供が被害に遭う交通事故の発生はゼロでした。

佐野委員 今回の交通安全運動期間中に県警察が、さまざまな対策や取り組み、それから事故発生の未然予防の措置を行っていただいていることがよく理解できました。昨年は、新型コロナウイルスの影響で交通量が減少したと聞いております。県では先月12日にまん延防止等重点措置が解除をされ、それから30日には東京都に出されていまして緊急事態宣言も解除となりました。これにより、県外からの県内への交流が活発になることが予想され、それに伴い交通量の増加が懸念されるところであります。

最後になりますけれども、高齢者や子供たちが交通事故の被害に遭うことがないように、

令和3年9月定例会総務委員会会議録
今回の交通安全運動の結果も踏まえまして、県警察としては今後どのように取り組みを推進されていくのかお伺いしたいと思います。

廣川交通部参事官 高齢者の交通事故死者数は全死者数の半数以上を占めており、また、本年8月末現在の飲酒運転による人身事故率は全国ワースト3位と全国平均の2倍以上となっております。

したがって、高齢者対策と飲酒運転対策は今後も継続していかなければなりません。緊急事態宣言が全面解除され、この週末には富士北嶺を初め、各地の観光地で観光客がふえたように、今後は観光地を中心に県内の交通量の増加が予想され、さらに飲酒の機会もこれからふえていくと思われまますので、それぞれの状況に見合った対策を進めていく必要があると考えております。

また、これからの時期は歩行者が活動する時間帯と夕暮れの時間帯が重なる時期となり、子供たちの通学路や高齢者が利用する生活道路において歩行者事故が増加する傾向にありますので、反射材の使用や早めのライト点灯等について広報啓発活動を実施するとともに、関係機関等との連携を強化するなどして、悲惨な交通事故をなくすために今後も県警察が一丸となって交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

佐野委員 県民の安全安心のために日夜御尽力をいただいていることに感謝をいたしまして、今後もまた引き続きのお願いをいたしまして質問を終えます。答弁は必要ありません。ありがとうございました。

主な質疑等 総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局関係

※第107号 山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※承第8号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※承第9号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※第109号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(情報セキュリティ対策強化事業費について)

卯月委員

総の8、情報セキュリティ対策強化事業費ですけれども、行政事務における概要としては、セキュリティの強化等を図るため、マイナンバーカードの認証を活用した新たな職場環境を整備、事業内容が認証印刷とかスキャンシステムの導入ということでありませうけれども、なぜ、ここで職員のマイナンバーカードを使うのでしょうか。認証印刷、スキャンシステムの導入に至った経緯を教えてくださいたいと思います。

高橋情報政策課長

国では令和元年6月のデジタルガバメント閣僚会議において決定しましたマイナンバーカードの普及などに関する政府方針を踏まえまして、各部署を挙げてマイナンバーカードの取得と利活用の促進に積極的に取り組んでおります。

このような中、本県におきましては令和2年11月に令和3年3月末までに職員の取得率100%を達成するという目標を掲げまして、職員に対して定期的にマイナンバーカードのメリットを紹介することや、各所属の取得状況等調査を実施してまいりました。この取り組みの結果、昨年度末時点の職員のマイナンバーカードの取得率が90%を超えることになりまして、全国的に見ても非常に高い水準となったことから、これをインフラとして活用しまして、庁内のセキュリティの強化等を目的として新たに認証印刷、それからスキャンシステムを導入することと至ったということでございます。

卯月委員

わかりました。90%を超える方がマイナンバーカードを取得して、全国でも高いということをお聞きしましたがけれども、デジタル化もいろんな場面で進んでいるわけですが、マイナンバーカードを使うことで印刷や、この内容にあるようにスキャンの方法はどのように変わるのか、また、このシステムの導入先の範囲についてお伺いしたいと思います。

高橋情報政策課長

印刷についてですけれども、これまでは職員がパソコンから実行キーを押して、プリンターから出力する場合は即時に紙が排出されたという状況でございますが、新たな仕組みでは、印刷を実行した後で、プリンターの脇に設置しましたカードリーダーに職員が御自分のマイナンバーカードをかざすことにより紙が排出されるということになります。また、複合機を使って紙から紙文書をスキャンする場合も、これまでは共有領域というところにスキャンデータが保存されて、誰もがみられるような状態にあったんですけれども、マイナンバーカードをかざしてからスキャンすることによって、本人のみがアクセスできる領域にスキャンデータが保存されるということになります。

これらの仕組みを実現することはセキュリティの強化、それから新型コロナウイルスの感染リスクの低減といった面で有効であると考えておりまして、導入先としましては、導入効果があらわれる庁舎当たりの職員数やプリンター複合機の台数が多い本庁、それから合同庁舎の所属を想定しております。

卯月委員

わかりました。今お話を聞くとペーパーレスにつながることもあるし、データが共有スペースではなく、各個人のところですから、セキュリティの強化も図れるのかなと確か

令和3年9月定例会総務委員会会議録
に感じました。マイナンバーカードについては印刷やスキャン以外の用途でも活用の可能性はあるかと思えますけども、今後の対応について最後にお伺いしたいと思います。

高橋情報政策課長 現在省庁や他の自治体、それから民間での活用事例等を調査しておりまして、執務室の入退室管理、それからパソコンのログイン認証、機器等の貸出管理、会議・研修等の参加記録といった用途に活用されております。本県でも優良な事例を参考にしながら、今後も活用方策を検討してまいりたいと。このように考えております。

また、山梨県市町村総合事務組合においては、県内市町村がマイナンバーカードの活用方策について調査・研究する動きもございますので、県の取り組みなども事例の1つとして情報提供しながら、自治体内での取り組みにとどまることなく住民サービスの向上といったことにつながるよう県としても支援してまいりたいと。このように考えております。

(訟務管理費について)

向山委員 それでは、総の6ページ、7ページの第2款総務費、第1項総務管理費の訟務管理費についてお伺いをしたいと思います。1億4,300万円の富士急行への対応のときは専決処分ということで、予算書に上がってこうした予算審議っていうのはできなかったんですけど、こうして実際に予算案の中で議論ができるのが一番いい形じゃないかなと思っております。

その中で今回、特にこの4件のうちの、総7ページでいくと真ん中の部分の住民監査請求のところについてお伺いをしたいんですが、先ほど547万8,000円、また297万3,000円ということで金額の御提示はいただいたんですけども、こういった形で計算されてるのかを確認させていただきたいと思えます。

眞田行政経営管理課長 8月11日監査結果に基づくものでございますけれども、調査委託費の6,600万円をベースに、これに3%を掛けます。さらに、その額に69万円を加算いたします。それに消費税率の1.1を掛けますと、293万7,000円となります。

次に、8月25日監査結果に基づくものでございますけれども、こちらは、計算自体は本年度の弁護士着手金額1億4,300万円に同じく3%を掛けまして、69万円を加算し、1.1消費税率を掛けて、547万8,000円という計算内容になってございます。

向山委員 今御説明いただいて、これまでも指針等で示している訴訟代理人弁護士の選任及び報酬に関する指針で示されている旧日本弁護士連合会報酬等基準をもとにしたものと認識しておりますけども、恐らく今の部分は3,000万円を超えて3億円以下の場合の経済的利益の3%プラス69万円という計算式だと承知をしました。

その上で、ことしの3月に御説明があった際に、この指針の中でなんですけども、表の中で3つあったと思います。簡易な事件としては着手金25万円。通常の場合であれば50万円。3つ目が事件にかかわる経済的利益の額が大きい事件と。おおむね1億円以上のものという割り当てだと思いますが、この2件がいずれも今のお話でいくと、恐

令和3年9月定例会総務委員会会議録
らく一番最後の事件にかかわる経済的利益の額が大きい事件、おおむね1億円以上のものと分類をされてると思うんですけども、どうしてこの分類になったのかの御説明をいただきたいと思います。

眞田行政経営管理課長 まず、8月11日監査結果に基づくものでございますけれども、昨年の調査委託におきましても、また本年度の弁護士への着手金も同様でございますけれども、富士急行株式会社から提起された訴訟等に関する訴訟代理人契約、これ自体を適法かつ有効なものとして維持されることが県としての利益となるというのが基本的な考え方をしております。

その中で、昨年度行った調査委託におきましては、住民訴訟追行するに際しまして、再度、昭和初期からの経過、また膨大な資料を解析し、複雑な法律関係を整理している内容であり、極めて労力の高い困難な作業が伴う事案であること、また住民訴訟の場におきまして、改めて立証しまして委託金額の正当性を証明するという必要がございますので、この指針の中の困難な事件として位置づけてございます。また、8月25日監査結果に基づく住民訴訟におきましては、富士急行から提起された訴訟等に係る弁護士着手金につきまして問題を主張されておりますけれども、山中湖畔県有地に係る富士急行株式会社に対する損害賠償請求等に係る県の主張を支えるものであるということ、また、訴訟追行に際しましては、非常に高度な法解釈が求められている業務であることと、また、県から富士急行に対する具体的な金銭を請求する反訴を含めた契約内容であること等改めて説明しまして、着手金額の正当性を証明する困難性に加えまして、この金額につきましては訴訟の対象物、着手金額が1億円を超すという規模であることも踏まえて判断をしているところでございます。

向山委員 そうすると、この弁護士費用を支払ったことに対する、そこが困難ってということではなくて、その先の訴訟とか調査業務委託費でやったことが難易度が高いものであるから困難な事件と判断したって、数珠つながりでつながっているっていうような認識でいいんですかね。単純に弁護士費用を払って、そこを立証する、その正当性を主張していくのであれば、通常の事件と簡易な事件でなくて、困難な事件に該当するっていうのがいまいわかりづらいんですけど、その中で支払った部分の事件が困難だから困難な事件っていう位置づけになると、なかなか一般にはわかりづらいと思うんです。そこら辺はどういう整理の仕方をされたんでしょうか。

眞田行政経営管理課長 今から住民訴訟を進行していくわけでございますけれども、その中でこの両件とも主張の正当性を証明するというその前提におきましては、再度この業務がなぜ生じたのか、その業務はどういうものなのかといった、そういったものを全てもう一度説明し、証明しなければならないということで、訴訟追行上、県の主張を的確に主張するという困難性が、ここの指針のところに該当するということで判断をしているものでございます。

向山委員 なかなか高度な判断で、自分にはちょっと難しかったんですけど、要は弁護士報酬を

払ったことの中身を証明をすることが高度だから困難な事件と今御説明を聞いて自分は感じました。

その中で、この指針の中にありますけども、最少の経費となるよう努力するということですが、今回は最少の経費とするという部分ではどのような手はずを踏まれたでしょうか。

眞田行政経営管理課長 今回の補正予算につきましては、現在の県の指針に基づきまして、旧日本弁護士連合会報酬等基準より算定した額を計上しているものでございます。補正予算をお認めいただいた後に、訴訟代理人の選定等に具体的に入ってまいります。その中で、契約条件の交渉というものも出てきますので、その中で弁護士費用の縮減に向けて努力をしていきたいと考えております。

向山委員 ぜひ指針の中でも最少の経費ということで示されておりますので、ここは金額とすれば、それぞれ600万円以下のものでもありますけども、ぜひ努力をしていただきたいなと思いますし、加えて訴訟代理人を誰が務めるのかということも本会議でもありましたけども、ここについては、基本的には顧問弁護士の先生からお願いするというような考え方でよろしいのでしょうか。

眞田行政経営管理課長 今回4件ございますけれども、全ての案件におきまして予算をお認めいただいた後に、具体的にどなたに訴訟代理人の方をお願いするかという検討が始まるということでございますので、現時点においては、この方というものはまだ決定しておりません。

向山委員 すいません、ここで改めてちょっと確認をしたいんですけど、顧問弁護士と訴訟代理人というのは、基本的に今全くひもづいてないっていうようなイメージでよろしいのでしょうか。訴訟代理人は訴訟代理人として個々の裁判で全て判断をすると。

眞田行政経営管理課長 従前は顧問契約の中で訴訟代理人もお願いしていたという経過もございますけれども、令和3年度になりましてから現在の指針に基づきまして、顧問契約は顧問契約、訴訟代理人は別途選定をしてお願いをするという形になっておりますので、そこは区分して考えてございます。

向山委員 承知しました。その分を踏まえて、総7ページのほうの債務負担行為なんですけども、恐らくこれは成功報酬の部分の踏まえてここで設定をされていると理解をしておりますが、ここでいう経済的利益というのは、どういった部分で経済的利益と判断をされるのでしょうか。

眞田行政経営管理課長 まず、8月11日、監査結果に基づく住民訴訟の対象につきましては、県から弁護士に対します昨年度の調査委託にかかわる経費、6,600万円の支出の返還請求がなされているものでございます。

また、8月25日の監査結果に基づく住民訴訟、まだ訴状到達しておりませんが

令和3年9月定例会総務委員会会議録
も、住民監査請求の内容からとらえますと、県から弁護士に対する、本年度の富士急行から提起されました訴訟等に係る弁護士着手金、1億4,300万円の返還請求となりますので、それぞれ6,600万円、1億4,300万円が県としての経済的利益になると考えております。

向山委員　　ここもなかなか一般県民の方もわかりづらいんですけども、前回の富士急行への損害賠償請求の場合はわかりやすかった。富士急行からお金がとれば、その分の利益があるから、そこから支払えると。今回の場合は、弁護士報酬のこの住民訴訟において勝訴をしたとしても、県に対しては何も収入がない中で成功報酬を支払うということは、県はマイナスしかあり得ないと思うんですけども、それにおいても経済的利益の計算方式で成功報酬として何千万も払うという形をとるっていうのは、これは庁内でどのような検討をされているのでしょうか。

眞田行政経営管理課長　旧日弁連報酬等基準における経済的利益の額というものが、考え方としては県に具体的な歳入を生じるかどうかではなく、当該事件の対象について、旧日弁連報酬等基準の算定基準に照らして算出するというところでございます。今回におきましては、返還請求を受けている昨年度の調査委託経費6,600万円、弁護士の着手金1億4,300万円につきましては、この中の金銭債権に該当するということで、その金額について経済的利益と捉えてございます。

向山委員　　ここがやっぱり、なかなか一般感覚ではわかりづらくて、県に収益がないし経済的な利益がないのに、弁護士報酬だけどんどん出ていっていき形になってしまうことを一般的には危惧をされることだと思います。この6,600万と1億4,300万円は、もう既に支払われて支出をされているものであって、逆に言うと県が負けたほうがその回収が県によってはできるんですけども、勝訴をすると成功報酬と支払われると。
すごいわかりにくい形なんですけど、一般県民の方からすれば、弁護士報酬だけにそれだけ支出をしてしまう。実際に県としての利益が出てこないっていうのは、県としては住民訴訟において、勝訴をすることで経済的利益っていうのを、これは実際の収入じゃないっていうのは説明ではわかるんですけど、支出がどんどん出ていってしまうっていうことについてはどのようにお考えになって方針として決めてらっしゃるのでしょうか。

眞田行政経営管理課長　両件の利益というものは、確かに経済的利益、具体的な歳入という観点もあるでしょうけれども、1つの考え方としては、昨年度の調査委託、また富士急行から提起された訴訟等に対する訴訟代理人契約に係る着手金、県としてはその両方の契約につきましては適法かつ有効なものであると。それが維持されることが県としての利益となるという考え方をとってございます。

また、再度御説明になりますけれども、経済的利益の額というものは、県に歳入が生じるかというものではなくて、当該事件の対象につきまして旧日弁連報酬等基準に定める基準に照らして算出するものであり、今回両件とも金銭的な債権に該当するというところで、旧日弁連報酬等基準に照らし合わせて算出しているものでございます。

向山委員 繰り返になってしまうんですけど、1点だけ、ここでちょっと確認したいのは、住民訴訟の2件はわかったんですが、上と下にある別の訴訟ありますよね。債務負担行為で設定をされてる甲府簡易裁判所のものと、甲府地方裁判所都留支部のもの。これも旧弁護士連合会の報酬等基準なのか、どこに当てはめているのか、ここをお伺いします。

眞田行政経営管理課長 この点につきましては、県の指針に基づく区分で、通常の場合ということで着手金50万円、報酬金のほうは着手金の倍額、ただし経済的利益が確保できない場合は着手金の同額ということで、ここは県の指針に基づいて算定しているものでございます。

向山委員 それが一般的であったほうがいいと思うし、そっちのほうをすべきだと思っておりますよね。簡易であれば25万円、通常であれば50万円っていう形の中で基本的には受けただけで弁護士さんを基本的に見つけて、顧問弁護士の皆さんは月額顧問料をいただいていると思うので、報酬金については着手金の倍額で、ただし、経済的利益が確保できない場合は、着手金と同額というようなこれまでの指針の中での運用方法をなるべく住民訴訟に当てはめるべきだと思っておりますけど、その判断っていうのは、最終的には県庁の中の総務部の議論として適用を決めているのか、誰がこの決定権を持ってるのでしょうか。

眞田行政経営管理課長 現在の運用でございますけれども、個々の訴訟案件が生じることで訴訟代理人としての業務が発生するという事ですので、その都度契約を締結しまして、着手金、報酬金をお支払いすることが必要として現在の指針を運用してございます。

今回、着手金の予算ですけども、予算にかかわることですので、いろいろな検討をしまして、最終的には知事において判断をしていただいているところでございます。

向山委員 法的な専門家の皆さんが実際に報酬も含めて検討をして進めていくものだと考えますけども、その中で、やはり県民の皆さんの税金の中で、この訴訟も対応していると考えれば、これから最少の経費の努力をしていただくということではありますが、なるべく着手金についても安価な金額で努めるように、ぜひ今回はその項目として旧日本弁護士連合会の3%という枠の中に入ったと承知をしておりますが、ぜひその中で最少の経費に努める努力を努めていただきたいと思いますし、今回、反訴のときの専決とは違って、冒頭に言いましたけども、こうして予算案に出てくれば一つ一つの案件について議論もできますし、また議会側からの意見としてもお伝えをすることができると思いますので、特に訴訟案件については、きちんと議会の意見を踏まえる、また議論を踏まえる上で進めていただければと思います。最後、御答弁いただいて。

眞田行政経営管理課長 予算をお認めいただいた後に、具体的な手続、交渉入りますけれども、県議会の皆様方からの付帯決議もいただいているところでございますので、弁護士費用を削減する等については引き続き取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

(消防防災航空隊運営費について)

永井委員 防災の2ページの消防防災ヘリコプターについてちょっと進展をお伺いしたいんですけど、まず、確認なんですけど、消防防災ヘリコプターって前回導入された新しい機体のことなんですか。

伊藤消防保安課長 前回導入された機体でございます。

永井委員 単純な疑問なんですけど、ということは購入したばかりの機体が定期耐空証明検査で要修繕箇所の整備を行う必要があると。こういうヘリコプターは、一般感覚で車を買ってすぐにリコールが出るような感覚なのかどうかかわからないんですけど、こういうことってよくあることなんですか。

伊藤消防保安課長 定期耐空証明検査につきましては、毎年度実施するものでございまして、その検査におきまして、修繕箇所というのは例年発生してございます。今回の場合は、その検査において非常に高額な部品の交換が8点生じました。こういったことが原因で補正予算のお願いをするものでございます。

永井委員 今、課長おっしゃられたように、2,600万とていう金額は非常に高額だと思ってのと、今回は高額な部品が出たからこうだていうんですけど、これは一般的にあるのであればしょうがないんですけど、買ったばかりなので、こういうのはメーカーの保証みたいなものはないんですか。

伊藤消防保安課長 購入しましたヘリコプターの保証でございますけれども、機体につきましては3年、エンジン等につきましては2年、その他の部品は1年となっております。今回、いずれも保証期間の外になりますので、修繕費が必要となったものでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第113号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第2－3号 国に対し消費税率5％への引き下げを求める意見書の提出を求めることについて

意見

永井委員 継続中の請願第2－3号、国に対し消費税率5％への引き下げを求める意見書の提出を求めることについて、継続とする立場から意見をいたします。消費税に関しては、日本の将来のために少子化対策や社会保障の充実を図っていくという点から、全国民に広く薄く負担をしていただくという観点が必要であると考えております。

一方で、逆進性となる消費税に対する問題も指摘されていることから、これについては引き続き慎重に検討していくことが重要であると考えます。

したがって、本請願については継続審査すべきであると考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(健全化判断比率について)

佐野委員 何点か質問させていただきます。

まず、実質公債費比率の12.5％で、前年と比較して1.1ポイント改善しております。県債等残高の計画的削減によって元利償還金が減少しているものと承知しております。まず、臨時財政対策債の本県への最大発行額、それから本県本年度の発行額をお示しください。よろしいでしょうか。

高橋財政課長 臨財債についての御質問をいただきました。今、手元に資料がないものですから、この後追って速やかにお答えをさせていただきたいと思っております。

渡辺委員長 後ほど回答をお願いいたします。

佐野委員 それでは後ほどよろしく申し上げます。

次に、総合計画における財政運営目標として、今年度、地方交付税により措置される額の控除された実質的な県負担を伴う県債残高についての評価とともに、抑制してい

令和3年9月定例会総務委員会会議録
く方向性についてお示しをいただきたいと思います。

高橋財政課長　まず、前半の地方交付税を措置される部分についてでございます。こちらについては、県としても有利な財政措置のある地方債を積極的に活用して予算を計上していく方針で予算を組んでおりまして、毎年その措置の割合というのは上がっている状況でございます。今後も引き続き有利な交付税の措置のある地方債を活用して、必要な事業を計上してまいりたいと考えてございます。
後半についてでございますが。県債の抑制についてということによろしいでしょうか。

佐野委員　はい。

高橋財政課長　こちらについても、総合計画の中で実質的な県負担を伴う県債残高の抑制というのを目標に掲げて運営をしているところでございますので、引き続きこの方針に沿いまして将来世代に大きな負担を残さないように持続可能な財政を運営をしていけるように努力をしてまいりたいと考えてございます。

佐野委員　先ほどの実質公債費比率も1.1ポイントの改善ですので、非常にコロナ禍にあつてすばらしいなと思っております。先ほどもお答えの中にありましたけれども、将来負担比率についても同様な概念だと考えておりますけれど、3.8ポイントが改善方向にある現状において、これについても抑制の方向性についてお示しをいただきたいと思いません。

高橋財政課長　将来負担比率の抑制の方向性・方針についてという御質問でございます。委員からも御指摘ありましたとおり、現在決算でお示しをしております令和2年度の将来負担比率というのは前年度よりも減をしている状況でございます。この比率の計算につきましては、分子に将来見込まれる実質的な負債の割合を計上し、分母が標準財政規模。こういう計算式になっておりますので、引き続き県債の発行の抑制や、そして分子から控除されます交付税の措置額、こういうものをきちっと上げていけるように、有利な財政措置のある地方債を活用することも通じまして、抑制に努めていきたいと考えてございます。

佐野委員　このコロナ禍の中、さまざまな行政運営もしていかなきゃならない中、非常に財政状況も厳しいという中でも実質公債比率、将来負担比率、この2つを見ると、その自治体の財政規模による将来性等も図れるわけでございますけれども、非常に厳しい中でもよい結果になっているのは当局の御努力によるものだと考えております。引き続き県民のためにも財政健全化については大きく推進をしていっていただきたいと思いません。

渡辺委員長　先ほどの佐野委員の質問には答弁できますか。

高橋財政課長　先ほどは大変失礼いたしました。臨財債の発行可能額についての御質問をいただいたと思います。これまでここ数年見て最大の発行可能額の規模がいつだったか、幾らだっ

令和3年9月定例会総務委員会会議録
たかという御質問だったかと思えます。平成22年度でございまして、このときの発行
可能額は543億5,640万円となっております。

(富士急行納入金について)

向山委員　　まず、10月1日の土木森林環境委員会で質疑のありました内容について、新聞報道
等もありましたが、富士急行が係争中の土地について3億3,000万円を納入をされ
たということで、総務委員会ではその納入の有無については確認するものではないと思
いますけども、自分も傍聴ができてたわけではなくて、新聞報道等で恐縮なんです
が、自分もちょっとよくわかんなかったのが、富士急行が納める現金を持ってくるに
しても、3億3,000万円持ってくるわけじゃないので、納付書が存在をしておい
ますし、基本的に受け入れの科目っていうのは予算の段階で決定をされてると思
います。間違いがあったらあれなんですけど、恐らく財務規則上、調定伺いという
ことを行っていると思えますが、この起案がどうなっていたのか、そこについて
の会計処理がどうなっていたかなというのを、確認をさせていただきたいと思
います。

風間出納局次長　収入につきましては、調定伺いということを立てて行っております。
申しわけございません。今私のほうで、その辺の資料がございません。もう一度
確認をさせていただきます。お答えをさせていただければと思っております。
申しわけございません。

渡辺委員長　　後ほど回答いただくということでよろしいですか。

風間出納局次長　はい。

渡辺委員長　　後ほど回答をお願いいたします。

向山委員　　実際に5月末に納入をしておると。これはあくまで富士急行側の主張
ですけども、富士急行としてあくまで賃料として納めていると。県としては損害
賠償金の一部として納めてるっていうことだったんですが、これは納めた後は
会計処理上どのようになっていますでしょうか。

風間出納局次長　申しわけございません。3億円の話ですけれども、6月15日の
日に調定伺いを、収入のほうをさせていただいております。これについては損害
賠償の一部ということで受領して、会計課で処理をさせていただきます。県の
収入ということになっております。

向山委員　　確認ができました。じゃあ、今の中では損害賠償金の一部という
ことなんですけど、富士急行が5月末に納入したと言っていて、ちょっと
タイムラグがあるんですけども、6月15日に調定伺いが来てるということ
でいいんですか。

風間出納局次長　申しわけございません。納期限が6月15日、収入が5月31
日でございます。申しわけございません。

向山委員　　ここもちょっと勉強不足なんですけど、予算段階ではその収入見込みっていうのは損害賠償として、想定をされている金額なんですか、このものっていうのは。

5月に納入されて、それを6月15日に。そのタイムラグっていうかその期限が6月15日に賃料か損害賠償かっていうのは、6月にやるっていうのは普通のスキームなんでしょうか。

風間出納局次長　　普通の部分であれば、こちらのほうで収入につきまして予算の段階で科目のほう決めております。

今回につきましても、収入につきましては、県有林課のほうで想定したものでつくってあるかなと思っておりますけれども、それについて入れるところがないと、どういふふうに入ってくるかっていう部分がございますので、それについては県有林課のほうで収入のほうをしておりますので、その際の収入の科目につきましては、すいません、番号だけ見てもわからないんですけれども、それについては県有林課のほうの収入という形になっております。

向山委員　　県有林課のほうで出してるけども、調べればわかるってことですよ、会計課のほうで。ここでそれを待ってもあれなので、また委員会の中、閉会した後でもその部分についてはお聞かせいただきたいなと思います。基本的には、土木森林環境委員会で県有林の部分の取り扱いについては対応されて、総務部のほうでは会計処理の部分になると思いますので、深い部分についてはまた別の機会に御質問させていただければと思います。

(住民訴訟について)

もう一点、訴訟について、住民訴訟の大もとの平成29年に起こった住民訴訟について1点だけお伺いしたいんですけれども、これも新聞報道等で恐縮なんですけど、原告側が訴因を変更したということで、歴代知事の損害賠償責任を取り下げたということなんですけれども、このことについては、県としては同意をされたということでもよろしいでしょうか。

小澤資産活用課長　　委員御指摘のとおり、県としては同意をしたところでございます。

向山委員　　この原告の方が訴因変更をして取り下げたということに対する県としての評価はどのようにされているのでしょうか。

小澤資産活用課長　　御案内のとおり、県といたしましても歴代知事に対する法的損害賠償の責任、こちらについては認められない旨を主張していたところでございます。原告がこの点について訴訟を取り下げたということでもございますので、その部分について県として訴訟を継続する理由がなくなったということから同意をしたということでもございます。

向山委員　　私も6月の定例会で触れさせていただきましたが、今後、歴代知事の責任がこの住民

訴訟の唯一の争点だと思っていましたが、原告の方がそこを取り下げたということで拍子抜けしたというか、実際の法的な結論はこれで永久に出なくなってしまったのかなと思いますけど、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

小澤資産活用課長 法的な責任の有無について、法的な白黒と申しますか見解がこの裁判で、住民訴訟で示されることの可能性がなくなったと申しますか、低くなったと考えておりますが、今後、住民訴訟、やはりある程度今までの経過の中でも裁判所の訴訟指揮権の中で、我々もしくは原告側にどういった疎明、釈明を求められるかっていうのは、まだわからない状況でございますので、今後の訴訟の状況を注視していくということになるかと考えております。

向山委員 私も特別委員会も含めて議論を重ねてくる中で、できれば法的な結論を得るべきじゃなかったかなと。この前の特別委員会の廃止や設置のときにも議論になりましたが、やはり裁判所の結論がないと最終的な決着ってというのはつかないと私も思っています。

これは昨年の11月定例会から私もずっと言っていますが、県として責任がある歴代の賃料に間違いがあるのであれば、その責任は必ず過去の県政のどこかにもあるはずだと思っています。そこについての法的な評価というのをこの住民訴訟において、本当は得るべきじゃなかったかなと。そうであれば、原告の方が取り下げと言っても、県としては6,600万円もかけて法的な責任はないと言っているのであれば、法的な責任はなかったという判決をもらうためにも、原告の取り下げには同意をせずに判決をする手法、判断もあったかと思いますが、そこは議論がありましたでしょうか。

小澤資産活用課長 当然庁内でさまざまな議論をいたしました。最終的には代理人弁護士とも相談の上、やはり原告が訴えを取り下げた以上、県の主張として法的責任はないという主張をしていることから、これについて争う理由が見当たらないと申しますか、それはおかしいので取り下げないで争いますという理由は、なかなかつけにくいということもございまして、我々としては取り下げに同意をするということにしたものでございます。

向山委員 なかなか難しい判断だったと自分も承知をしておりますけども、原告の方が取り下げると言ってる以上、県としてそこを同意をせずにいくっていうのもかなりレアなケースになってしまうことはわかってますが、ただ、これまでの経過を踏まえると6,600万円をかけて法的責任がない。その前は11月に法的責任がある可能性があると言って、どちらかわからない状況で最終的には、やはり裁判の判断を得るべきだっていうことも、これはずっと自分も主張をさせていただいた部分が、恐らく未来永劫、本当に法的責任があったのかって、この件に関しては恐らく法的決着はつくことはないと思っておりますけども、今後、歴代知事の責任追及あるいは県行政としての責任のあり方について検討する、考える機会ってのは今後も永久にないという考えでよろしいでしょうか。

小澤資産活用課長 住民訴訟もしかり、現在、総務部資産活用課のほうで所管をしております賃借権等の確認訴訟及びその反訴、こういった訴訟が現在継続中で、さまざまな論点をやってる

ところです。直接その中に歴代知事の責任というのは今回の取り下げにおいてなくなったところではございますが、先ほどもちょっとお話をさせていただいたとおり、訴訟指揮の中でどういった観点から証明が求められるかというのは、今の時点では想定ができませんが、可能性としてはそういった知事の責任等々も考慮される可能性はございます。そういったこともございますので、訴訟の進展・進捗を見きわめた上で、必要な検討等を行っていくということになろうかと思えます。

向山委員

承知しました。これまでの議会答弁でもありましたが、県の主張が正しいとすれば、1日900万円の損失が、時効として失われていたと。その責任が本当に歴代県政になかったのか、それはやはり、きちんと裁判所で判決を得るべきだったと思うし、今後、法的に最終的な結論をどこかで得るような努力を考えていくことも必要かなと思います。

これは、知事も繰り返しおっしゃっていましたが、県の今の主張が正しければ、毎日ほとんど数百万円、年間で数億円の経済損失が常に生まれていたと。しかも何十年に及んで起きていたと。このことに対して、もちろん事実であれば富士急行、実際に利得を得るところに請求をするのもしかり。それと、実際にその契約を結んでいた当事者である県行政についての責任がしっかり問われるべきだというのは当たり前のことだと思います。それを原告の取り下げによって全て未来永劫なくなってしまうというのは、県民に対しての本当の説明責任あるいは行政としての責任を果たせるかと思えますけども、そこについて最後、見解をお伺いしたいと思えますが、総務部長、いかがでしょうか。

市川総務部長

今後の訴訟についてはきちんと県の主張を裁判を通じて行っていくということ。また、県政においても県有地のあり方については、これまでの経緯の中でさまざまな御指摘をいただいているところでもございますので、今後、きちんと県有地のあり方について検討していく。こういうようなことが基本の対応になってこようかと思えます。さまざまな形で今後御議論もいただこうかと思えますけれども、いずれにしても、県としては県民全体の財産である県有地についてきちんと対応を図っていくと。このようなことを基本に対応していきたいと思えます。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・県内調査を10月下旬から11月上旬に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。

以 上

総務委員長 渡辺 淳也

